

子ども手当特別措置法の施行にともない、平成23年10月以降の子ども手当が下記のように変わります。

平成23年10月分以降の子ども手当の受給については、これまで子ども手当を受給していた方も含め、対象のお子さんをもつすべての方から、新たに認定請求等の手続きが必要になりますので、子育て支援課または支所福祉生活課で、手続きをお願いします(公務員の方は、勤務先へ申請してください)。

【手当の対象者は】

◇0歳から中学校卒業前までのお子さんを養育されている方。

【支給の金額は】

◇3歳未満、3歳～小学生(第3子以降) 月額：1万5千円

◇3歳～小学生(第1子、第2子)、中学生 月額：1万円

【支払の時期は】

◇平成23年10月から平成24年1月までの4か月分を、平成24年2月にまとめて支払います。

【お持ちいただくもの】

- ① 印鑑
- ② 申請者名義(通常父または母になります)の預金通帳
- ③ 厚生年金・共済組合に加入の方は、申請者の健康保険被保険者証の写し又は、年金加入証明書(証明書の用紙は子育て支援課または各支所福祉生活課にあります。市のホームページからもダウンロードできます。)
- ④ その他、必要に応じて提出いただく書類があります。

お問い合わせ先

子育て支援課 ☎ 65-6514

各支所福祉生活課 P28 参照

★子ども手当の趣旨にご理解をお願いします★

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。

子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？

子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

